

議第7号

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

下呂市農村活性化施設である下呂市花池活性化施設について、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例

下呂市農村活性化施設条例（平成17年下呂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
下呂市きこりセンター	下呂市小坂町大島 987番地14	下呂市花池活性化施設	下呂市萩原町花池 271番地3
下呂市清流ふれあい会館の項（略）		下呂市きこりセンター	下呂市小坂町大島 987番地14
		下呂市清流ふれあい会館の項（略）	

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市農村活性化施設である下呂市花池活性化施設について、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市花池活性化施設を下呂市農村活性化施設から除外します。

(別表第1関係)

(2) この条例は、令和元年7月1日から施行します。

(附則関係)